

社会福祉法人五倫会に対する空びん類（その他色）処理・処分業務委託契約に係る損害賠償等請求事件等の和解について

1 事件名及び当事者

- (1) 平成23年（ワ）第268号 損害金請求事件
原告 社会福祉法人五倫会
被告 姫路市
- (2) 平成23年（ワ）第486号 損害賠償等請求事件
原告 姫路市
被告 社会福祉法人五倫会

2 事件の概要

(1) 平成23年（ワ）第268号

社会福祉法人五倫会（以下「社会福祉法人」という。）は、平成12年度から平成19年度まで、空びん類（その他色）の処理・処分業務を本市から受託し、カレット（球状のガラス粒）に破碎処理したが、一部を再資源化できないまま残置していた。

平成22年4月21日、本市は、残置するカレットが一般廃棄物に該当すると判断し、その後、同年5月12日、社会福祉法人は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）違反の容疑で警察の捜索を受けた。

社会福祉法人は、本市の判断が原因で、警察の捜査を受け、名誉を毀損されたとして、平成23年2月25日、本市に対して2,000万円の損害金請求訴訟を提起した。

(2) 平成23年（ワ）第486号

本市は、上記の業務委託契約に基づき支払い済みの委託料（合計2,684万3,200円）のうち、社会福祉法人が債務履行を証明できない空びん類に相当する801万8,420円について損害賠償を求めるとともに、本市が廃棄物の不法投棄に該当すると判断したカレットについて適正な処分を求め、平成23年4月8日、損害賠償等請求訴訟を提起した。

(3) 上記2件の訴訟は併合審理となり、平成23年4月25日の第1回口頭弁論から平成25年10月30日まで計20回の弁論準備手続を重ねてきたが、裁判所から和解の勧告があり、同年11月25日から平成26年4月8日まで計5回の和解期日に協議を行い、同年4月28日に裁判所から和解案の提示を受けた。

3 本市の考え

この訴訟は既に一審の段階で長期化しており、今後も訴訟を継続した場合に、本市として廃棄物の不法投棄と認識する状態が長期化することになる。

これに対して、和解が成立すれば、社会福祉法人が撤去と適正処分を任意に履行し、廃棄物の不法投棄状態を早期に是正できる。

また、今後、訴訟が長期化しても、空びん類の処理・処分状況を新たに解明することは困難な状況である。

したがって、訴訟を継続するよりも、裁判所の提示する和解案により、社会福祉法人と和解することが妥当であると判断する。

4 和解条項の概要

- (1) 社会福祉法人は、和解条項において特定したカレットの全量を平成27年7月末日までに撤去し、本市の石倉最終処分場に受入基準に適合する状態で搬入する。
- (2) 社会福祉法人は、本市に対し、(1)の撤去作業日時を作業開始日の1か月以上前に連絡し、本市が撤去作業に立ち会える機会を与える。
- (3) 社会福祉法人は、(1)にかかる撤去・運搬費用を負担する。
- (4) 本市は、(1)にかかる石倉最終処分場の処分手数料支払を免除し、その債権を放棄する。
- (5) 社会福祉法人は、(1)で特定した以外の場所において、本市から受託した空びん類又はカレットが新たに発見された場合は、速やかに適正処分する。
- (6) 本市は、社会福祉法人に対するその余の請求を放棄する。
- (7) 社会福祉法人は、本市に対する請求を放棄する。